

**鳥取県告示第123号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉 町566	せいきょう倉吉診療所 デイケアかがやき倉吉	倉吉市福庭町一 丁目225	通所リハビリ テーション	平成21年2月 28日